

第一百五十六回国 参議院 經濟産業委員会 會議録第十六号

平成十五年五月二十日(火曜日)

午後零時十分開会

委員の異動

五月十六日

辞任

田村耕太郎君
大門実紀史君

補欠選任

片山虎之助君
緒方 靖夫君

出席者は左のとおり。

委員長 田浦 直君
理事 魚住 汎英君
加納 時男君
松田 岩夫君
木俣 佳文君
平田 健二君

委員

小林 温君
近藤 剛君
関谷 勝嗣君
福島啓史郎君
保坂 三蔵君
直嶋 正行君
中島 章夫君
藤原 正司君
築瀬 進君
鶴岡 洋君
松 あきら君
緒方 靖夫君
西山登紀子君
広野ただし君

國務大臣

經濟産業大臣

平沼 赳夫君

副大臣

經濟産業副大臣
經濟産業副大臣

高市 早苗君
西川太一郎君

政府特別補佐人

公正取引委員会
委員長

竹島 一彦君

事務局側

常任委員会専門
員

塩入 武三君

國務大臣
(内閣官房長官)

福田 康夫君

本日の會議に付した案件

○下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○下請中小企業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○小規模企業共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(田浦直君) ただいまから經濟産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る十六日、大門実紀史君及び田村耕太郎君が委員を辞任され、その補欠として緒方靖夫君及び片山虎之助君が選任されました。

○委員長(田浦直君) 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(閣法第九〇号)、下請中小企業振興法の一部を改正する法律案、小規模企業共済法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。
政府から順次趣旨説明を聴取いたします。福田内閣官房長官。

○國務大臣(福田康夫君) ただいま議題となりました下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する

法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現行の下請代金支払遅延等防止法、いわゆる下請法は、物品の製造及び修理に係る下請取引の公正化及び下請事業者の利益の保護を図るため、下請代金の支払遅延等の親事業者の不当な行為を規制すること等を内容としておりますが、近年の經濟のサービス化、ソフト化の進展に伴い、役務の委託に係る下請取引についても取引の公正化を図ることが重要な課題となっております。
このような下請取引をめぐる状況を踏まえ、役務の委託に係る下請取引の公正化を図る観点から、プログラムの作成等役務の委託に係る下請取引を下請法の対象として追加する等の措置を講じることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。
第一に、下請法の適用対象となる委託取引として、情報成果物作成委託、役務提供委託及び金型製造委託を追加することとしております。
第二に、親事業者の遵守すべき事項として、親事業者が下請事業者に対し、自己の指定する役務を強制して利用させてはならないこと等を追加することとしております。

第三に、公正取引委員会が勧告をした場合において、必要に応じ公表することができるよう、関係規定を整備することとしております。
第四に、書面の交付義務等の違反行為に対する罰金の上限額を三万円から五十万円に引き上げることとしております。

なお、これらの改正は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。
以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

要であります。
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長(田浦直君) 次に、平沼經濟産業大臣、
○國務大臣(平沼赳夫君) まず、下請中小企業振興法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。
現在の中小企業をめぐる經濟環境は、デフレ状態の継続に加え、製造業の海外展開の進展など厳しい状況が続くとともに、サービス經濟の進展など大きく変化してきております。
このような状況下で、国内における産業基盤を維持し、より付加価値の高い製品、サービスを生み出していくためには、企業間の連携協力関係の強化が不可欠であり、その重要な担い手である下請中小企業の振興を図ることは喫緊の政策課題であります。

これまで下請中小企業振興対策につきまして、本法に基づき、製造業を主たる対象に経営基盤の強化、取引のあつせん等の措置を講じてまいりましたが、昨今の状況変化に対応して、サービス業等を対象業種として追加するなど振興対策の拡充強化を図る必要があることから、本法法律案を提出した次第であります。

次に、本法法律案の要旨を御説明申し上げます。
第一に、下請事業者の定義に、委託を受けて情報成果物作成、役務提供等を業として行う中小企業者を追加することにより、サービス業に係る下請中小企業を振興の対象とすることとしたします。

第二に、下請中小企業が経営基盤の強化を図るために作成する振興事業計画に関し、多様かつ柔軟な支援が可能となるよう、その作成主体に関する制限となつておりました業種指定制の撤廃及び団体資格要件の緩和等の措置を講ずることとした

します。

第三に、支援策の内容におきましても、売掛金債権担保保険に関する中小企業信用保険法の特例を講ずることにより、振興事業に関する下請中小企業の資金繰りの支援を拡充することといたします。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

引き続きまして、小規模企業共済法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

小規模企業共済法は、小規模企業の個人事業主や役員が事業の廃止、役員等の退任等に備えるための小規模企業共済制度を定めているものであり、経営基盤が脆弱で経営環境の変化の影響を受けやすい小規模企業者にとって、廃業時、退任時に生活安定資金や事業再建資金を支給する本制度の果たす役割はますます大きくなってきております。昭和四十年の制度創設以来普及も進み、今日では在籍者数が約百三十五万人、運用資産額も約七兆六千億円に上っておりますが、金利水準の低下や株価の低迷等により、資産運用の利回りが低下するなど制度を取り巻く資産運用環境が近年厳しさを増しております。

このような状況を踏まえ、本制度の長期的な安定を確保するため、共済金額の見直し等を行う必要があることから、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。第一に、資産運用環境の変化に即応できるように、共済金額等について、政令で定めることとしております。

第二に、小規模企業共済制度をより安全で効果的に運用するため、その任に当たる中小企業総合事業団の役員に対し、忠実に職務を遂行する義務を新設するなど、運用責任の明確化を図ることとしております。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、この二つの法律案について、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。以上であります。

○委員長(田浦直君) 以上で三案の趣旨説明の聴取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十七分散会

五月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

一、下請中小企業振興法の一部を改正する法律案

一、小規模企業共済法の一部を改正する法律案

一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「原材料又は」を「原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は」に、「又はその半製品を」若しくは「その半製品」に、「附属品若しくは原材料の製造」を「附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造」に改め、同条第二項中「物品の修理の行為の下に」の全部又は一部を加え、同条第六項中「製造委託又は修理委託を」製造委託等に改め、「給付」の下に「(役務提供委託をした場合)にあつては、役務の提供。以下同じ。」を加え、同項を同条第十項とし、同条第五項中「製造委託又は修理委託を」製造委託等に、「製造又は修理の行為」を「製造、修理、作成又は提供の行為」に、「第三項第一号又は第二号」を「第七項第一号又は第二号」に、「場合を」を場

合及び第七項第三号又は第四号に該当する者がそれぞれ前項第三号又は第四号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「製造委託又は修理委託を」製造委託等に改め、同項に次の二号を加える。

三 個人又は資本の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第三号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

四 個人又は資本の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第四号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

第二条第三項第一号中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等(情報成果物作成委託及び役務提供委託)にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。」に改め、同項第二号中「製造委託又は修理委託を」製造委託等に改め、同項に次の二号を加える。

三 資本の額又は出資の総額が五千万円を超える法人たる事業者(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。)であつて、個人又は資本の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託(それぞれ第一号の政令で定める情報成果物又は役務に係るものを除く。次号並びに次項第三号及び第四号において同じ。)をするもの

四 資本の額又は出資の総額が千万円を超え五千万円以下の法人たる事業者(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。)であつて、個人又は資本の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの

第二条第三項を同条第七項とする。

第二条第二項の次に次の四項を加える。

3 この法律で「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

4 この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること(建設業(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第二項に規定する建設業をいう。以下この項において同じ。)を営む者が業として請け負う建設工事(同条第一項に規定する建設工事をいう。の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。)をいう。

5 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

6 この法律で「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

一 プログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)

二 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの

三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの

第二条の二第一項中「受領した日」の下に「(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。)」を加える。

第三条第一項中「製造委託又は修理委託を」製造委託等に、「直ちに」を「遅滞なく」に改める。

合及び第七項第三号又は第四号に該当する者がそれぞれ前項第三号又は第四号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「製造委託又は修理委託を」製造委託等に改め、同項に次の二号を加える。

三 個人又は資本の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第三号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

四 個人又は資本の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第四号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

第二条第三項第一号中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等(情報成果物作成委託及び役務提供委託)にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。」に改め、同項第二号中「製造委託又は修理委託を」製造委託等に改め、同項に次の二号を加える。

三 資本の額又は出資の総額が五千万円を超える法人たる事業者(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。)であつて、個人又は資本の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託(それぞれ第一号の政令で定める情報成果物又は役務に係るものを除く。次号並びに次項第三号及び第四号において同じ。)をするもの

四 資本の額又は出資の総額が千万円を超え五千万円以下の法人たる事業者(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。)であつて、個人又は資本の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの

第二条第三項を同条第七項とする。

合及び第七項第三号又は第四号に該当する者がそれぞれ前項第三号又は第四号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「製造委託又は修理委託を」製造委託等に改め、同項に次の二号を加える。

三 個人又は資本の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第三号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

四 個人又は資本の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第四号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

第二条第三項第一号中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等(情報成果物作成委託及び役務提供委託)にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。」に改め、同項第二号中「製造委託又は修理委託を」製造委託等に改め、同項に次の二号を加える。

三 資本の額又は出資の総額が五千万円を超える法人たる事業者(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。)であつて、個人又は資本の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託(それぞれ第一号の政令で定める情報成果物又は役務に係るものを除く。次号並びに次項第三号及び第四号において同じ。)をするもの

四 資本の額又は出資の総額が千万円を超え五千万円以下の法人たる事業者(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。)であつて、個人又は資本の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの

第二条第三項を同条第七項とする。

第四条第一項中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改め、「次の各号」の下に「(役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）」を加え、同項第六号中「購入させること」を「購入させ、又は役務を強制して利用させること」に改め、同条第二項中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改め、「各号」の下に「(役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

第四条の二中「受領した日」の下に「(役務提供委託の場合には、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日)」を加える。

第五条中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改め、「受領」の下に「(役務提供委託をした場合にあつては、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日)」を加える。

第七条の見出しを「(勸告)」に改め、同条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、「やめるべきこと」の下に「その他必要な措置をとるべきこと」を加え、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、「引き取るべきこと」の下に「その他必要な措置をとるべきこと」を加え、同条第三項中「二」を「いづれかに」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第四項を削る。

第九条第一項中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改める。

第十条及び第十一条中「三万円」を「五十万円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十条及び第十一条の改正規定は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の下請代金支払遅延等防止法(以下「新法」という。)の規定は、この法律の施行前にした新法第二条第一項の製造委託(金型の製造に係るものに限る。)、同条第三項の情報成果物作成委託及び同条第四項の役務提供委託に該当するものについては、適用しない。

第三条 新法第三条第一項の規定は、この法律の施行後にした製造委託等について適用し、この法律の施行前にした製造委託又は修理委託については、なお従前の例による。

第四条 新法第四条第一項第六号(役務を強制して利用させることに係る部分に限る。及び第二項第三号の規定は、この法律の施行前にした製造委託又は修理委託については、適用しない。

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

下請中小企業振興法の一部を改正する法律案
下請中小企業振興法の一部を改正する法律案
下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。
第一条中「近代化を」を「経営基盤の強化を」に、「近代化して」を「改善して」に改める。

第二条第一項第一号中「次号の政令で定める業種以外の業種」を「製造業、建設業、運輸業その他

の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(次号の政令で定める業種を除く。))に属する事業を主たる事業として営むもの

第二条第二項中「第一号又は第二号」を「次の各号のいづれかに」、「行なうもの」を「行うもの」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に、「又は」を「若しくは」に、「の製造」を「若しくは業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造又はその者がその使用し若しくは消費する物品製造又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、「器具の製造」の下に「(前号に掲げるものを除く。）」を加え、同項に次の三号を加える。

三 その者が業として請け負う物品の修理の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する物品の修理を業として行う場合におけるその修理の行為の一部(前号に掲げるものを除く。)

四 その者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合におけるその情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部

五 その者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部

第二条第三項中「前項第一号又は第二号」を「第二項各号のいづれかに」、「行なう」を「行う」に、「同項第一号又は第二号」を「同項各号のいづれかに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

一 プログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)

二 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの

三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの

第三条第二項中「次の各号に掲げる事項について」を「次に掲げる事項を」に改め、同項第一号中「の品質又は性能」を「若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質」に改め、同項第三号中「設備の近代化」を「施設又は設備の導入」に改め、同項第四号中「単価」を「対価」に改め、同項第五号中「組織化」を「連携」に改める。

第五条第一項を次のように改める。

親事業者及び特定下請組合等(事業協同組合その他の団体(政令で定める基準に従つた定款又は規約を有しているものに限る。))であつてその構成員の大部分が当該親事業者の営む事業について第二項第二号各号のいづれかに掲げる行為を行っているものをいう。以下同じ。))は、当該親事業者が当該特定下請組合等の構成員である場合を除き、当該親事業者の発注分野の明確化、当該特定下請組合等の構成員である下請事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設定、技術の向上及び事業の共同化その他の下請中小企業の振興に関する事業(以下「振興事業」という。))について下請中小企業振興事業計画(以下「振興事業計画」という。))を作成し、これを主務大臣に提出して、当該振興事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

第五条第三項を削り、同条第四項中「特定親事業者」を「親事業者」に、「特定下請組合」を「特定下請組合等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

第六條第一号中「特定親事業者を親事業者」に、「特定下請組合」を「特定下請組合等」に改め、同条第二号中並びに同条第三項に規定する場合にあつては同項に規定する賦課の基準を削り、同条第三号中「特定下請組合」を「特定下請組合等」に、「組合員」を「構成員」に改め、同条第四号中「特定下請組合」を「特定下請組合等」に、「組合員たる特定下請事業者」を「構成員である下請事業者」に改める。

第七條第一項及び第二項中「特定親事業者」を「親事業者」に、「特定下請組合」を「特定下請組合等」に改める。

第九條を削り、第八條を第九條とし、第七條の次に次の一條を加える。

(中小企業信用保険法の特例)
第八條 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三條の四第一項に規定する売掛金債権担保保険(以下「売掛金債権担保保険」という。)の保険関係であつて、下請振興関連保証(同項に規定する債務の保証・承認計画に従つて振興事業を実施する親事業者・特定下請組合等の構成員であるものを含む。)に対する売掛金債権を担保として提供させるものに限る。)であつて、下請事業者が当該承認計画に従つて振興事業を行うのに必要な資金に係るものを含む。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについては、同項中「保険価額の合計額」とあるのは、「下請中小企業振興法第八條第一項に規定する下請振興関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額」とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれとする。

2 売掛金債権担保保険の保険関係であつて、下請振興関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四條の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第十條中「特定親事業者」を「親事業者」に、「特定下請組合」を「特定下請組合等」に改める。

第十三條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。
第十四條第一項中「三万円」を「五十万円」に改める。

附則
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)
第二條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の下請中小企業振興法第八條の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方税法の一部改正)
第三條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第五百八十六條第二項第十一号中「特定下請組合」を「特定下請組合等」に、「同条第三項及び「同条第一項」を「同項」に改める。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案
小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二二号)の一部を次のように改正する。

第九條第三項第二号イを次のように改める。
イ その掛金区分に係る掛金納付月数及び第一項各号に掲げる事由に応じ政令で定める金額

第九條第三項第二号ロ中「おける別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に依り、第一項第一号に掲げる事由に係るものにあつては同表の中欄に、同項第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の下欄に掲げる」を「第一項各号に掲げる事由が生じたものとみなしてイの規定を適用した場合に得られる」に改め、同条第

四項中「前項第二号ロ」を「第三項第二号ロ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4 前項第二号イの政令で定める金額は、納付された掛金及びその運用収入の額の総額を基礎として、予定利率並びに第一項各号に掲げる事由の発生の見込数及び共済契約の解除の見込数を勘案して定めるものとする。この場合において、当該金額は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
一 その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額を上回る事。
二 第一項第一号に掲げる事由により支給される金額が同項第二号及び第三号に掲げる事由により支給される金額以上である事。
第九條に次の一項を加える。
6 第三項第二号イの規定に基づき政令を制定し、又は改正する場合においては、政令で、当該制定又は改正前に効力を生じた共済契約のうち当該制定又は改正後に第一項各号に掲げる事由が生じたものに係る共済金の額の算定に關し必要な措置その他当該制定又は改正に伴う所要の経過措置を定めることができる。
第九條の三第五項中「次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に」を「分割支給期間に応じ政令で」に改め、同項各号を削る。
第十二條第三項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「場合の下に」又は「同条第四項第一号の規定により共済契約が解除されたものとみなされた場合」当該共済契約者が同号の会社の役員たる小規模企業者となつたときに限る。」を加え、「その区分に係る掛金納付月数が十二月未満のものを除く。」を削り、「次号の」を「百分の八十を下らない」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前号に掲げる場合」を「同項第一号の規定による場合においては、当該共済契約者が同号の会社の役員たる小規模企業者になつたときに改め、同号を同項第二号とし、同条第四項中「前項第三号」を「前項第二号」に改め、同項第二号イを次のように改める。

イ その掛金区分に係る掛金納付月数に依り政令で定める金額
第十二條第四項第二号ロ中「おける別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に依り、同表の下欄に掲げる金額に百分の八十を乗じて得た」を「第七條第四項各号に掲げる事由が生じたものとみなしてイの規定を適用した場合に得られる」に、「第九條第四項」を「第九條第五項」に改め、同号八中「第九條第四項」を「第九條第五項」に改め、同条に次の二項を加える。

5 第九條第四項前段の規定は、第三項第一号の政令で定める割合及び前項第二号イの政令で定める金額について準用する。この場合において、第三項第一号に規定する政令で定める割合を乗じて得た金額は同項第二号に規定する区分解約手当金額を下回り、かつ、前項第二号イの政令で定める金額は第九條第三項第二号イの政令で定める金額を下回るものでなければならない。

6 第九條第六項の規定は、第四項第二号イの規定に基づき政令を制定し、又は改正する場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項各号」とあるのは「第七條第四項各号」と、「共済金」とあるのは「解約手当金」と読み替へるものとする。
第十六條の二中「平成十一年法律第十九号」の下に、「以下「事業団法」という。」を加える。
第十六條の三第一項中「中小企業総合事業団法」を「事業団法」に改める。
第三章中第二十七條を第三十條とし、第二十六條を第二十九條とし、第二十五條を第二十八條とし、同条の前に次の三條を加える。
(余剰金の運用に関する基本方針等)
第二十五條 事業団は、事業団法第三十二條第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に属する業務上の余剰金(以下「小規模企業共済勘定余剰金」という。)の運用に關して、運用の目的その他経済産業省令で定める事項を記載した基本方針を

改める。

改める。

改める。

改める。

改める。

作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

2 前項の規定による基本方針は、この法律（これに基づく命令を含む）その他の法令に反するものであってはならない。

3 事業団は、次に掲げる方法により小規模企業共済勘定余剰金を運用する場合には、当該運用に関する契約の相手方に対して、協議に基づき第一項の規定による基本方針の趣旨に沿って運用すべきことを、経済産業省令で定めるところにより、示さなければならない。

一 事業団法第四十条第一項第二号に規定する金銭信託
二 事業団法第四十条第三項に規定する政令で定める方法（経済産業省令で定めるものを除く。）
三 事業団法第四十条第四項の規定による方法（理事長、副理事長及び理事の義務）

第二十六条 事業団の理事長、副理事長及び理事は、小規模企業共済勘定余剰金の運用の業務について、法令に基づいてする経済産業大臣の処分、事業団が定める業務方法書その他の規則を遵守し、事業団のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（理事長、副理事長及び理事の禁止行為）
第二十七条 事業団の理事長、副理事長及び理事は、自己又は事業団以外の第三者の利益を図る目的をもつて、次に掲げる行為を行つてはならない。

一 特別の利益の提供を受け、又は受けるために、小規模企業共済勘定余剰金の運用に関する契約を事業団に締結させること。
二 小規模企業共済勘定余剰金をもつて自己若しくは自己と利害関係のある者の有する有価証券その他の資産を事業団に取得させ、又は小規模企業共済勘定余剰金の運用に係る資産を自己若しくは自己と利害関係のある者が取得するようにさせること。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（共済金等に係る経過措置）
第二条 共済契約のうちこの法律の施行前にこの法律による改正前の小規模企業共済法（以下「旧法」という。）第九條第一項各号（附則第七條の規定による改正前の小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十四号）附則第五條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に掲げる事由が生じたものに係る共済金の額の算定については、なお従前の例による。

2 前項の共済金を分割払の方法により支給する場合の旧法第九條の三の分割共済金の額及び旧法第九條の四の現価相当額の算定については、当該分割払の請求がこの法律の施行前に行われた場合に限り、なお従前の例による。

3 共済契約のうちこの法律の施行前に旧法第七條第二項又は第三項の規定により解除されたもの及び同条第四項の規定により解除されたものとみなされたものに係る解約手当金の額の算定については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前に効力を生じた共済契約のうちこの法律の施行後にこの法律による改正後の小規模企業共済法（以下「新法」という。）第九條第一項各号（附則第七條の規定による改正後の小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十四号）附則第五條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に掲げる事由が生じたものに係る共済金の額の算定に關し必要な経過措置は、政令で定める。

2 この法律の施行前に効力を生じた共済契約のうちこの法律の施行後に新法第七條第二項又は第三項の規定により解除されたもの及び同条第四項の規定により解除されたものとみなされたものに係る解約手当金の額の算定に關し必要な経過措置は、政令で定める。

ものに係る解約手当金の額の算定に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第四条 この法律の施行後に効力を生じた共済契約について、この法律の施行前に効力を生じた共済契約に係る掛金納付月数を新法第十三條の規定により通算する場合における共済金又は解約手当金の額の算定に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）
第五条 第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（中小企業基本法の一部改正）
第六条 中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七條第三項中、「小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（平成十年法律第四百十七号）」を削る。
（小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律の一部改正）
第七條 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項の表第九條第三項第二号イの項及び第九條第三項第二号ロの項を削り、同表第九條第一項の項の次に次のように加える。

第九條第四項第二号	第一項第一号	第一項第一号及び第四号
-----------	--------	-------------

附則第五條第一項の表第十三條第一項前段の項中「改正法を」小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十四号）に改める。
附則別表を削る。
第八條 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（平成十年法律第四百十七号）の一部を次のように改正する。
附則第二條中「から附則第八條まで」を「及び

次条」に改め、同条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号中「附則第十條」を「附則第四條」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を削り、同条第五号を同条第三号とし、同条第六号を同条第四号とし、同条第七号を同条第五号とし、同条第八号から第十一号までを削る。

附則第四條から第九條までを削り、附則第十條を附則第四條とし、附則第十一條を附則第五條とし、附則第十二條中「から第九條まで」を「第三條」に改め、同条を附則第六條とする。

（中小企業総合事業団法の一部改正）
第九條 中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項中「第七項」を「第五項」に改める。
第四十條第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とする。

第四十七條第一項第二号中、「第三十九條又は第四十條第六項」を「又は第三十九條」に改め、同項第四号中、「第四十條第五項」を削る。
第五十一條第五号中「第四十條第七項」を「第四十條第五項」に改める。
（中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の一部改正）
第十條 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第四百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十七條中「第四十條第七項」を「第四十條第五項」に改める。
附則第三十條中「及び第十六條の三」を「第十六條の三並びに第二十五條第一項及び第三項」に改め、「平成十一年法律第十九号」の下に「以下「事業団法」という。」を、「平成十四年法律第四百十七号」の下に「以下「機構法」という。」を加え、「中小企業総合事業団法第二十一條第一項第十二号」を「事業団法第二十一條第一項第十二号」に、「独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五條第二項第六号」を「機構法第十

次条」に改め、同条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号中「附則第十條」を「附則第四條」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を削り、同条第五号を同条第三号とし、同条第六号を同条第四号とし、同条第七号を同条第五号とし、同条第八号から第十一号までを削る。

五条第二項第六号に改め、同条中小規模企業
共済法第十六条の三の改正規定の次に次の改正
規定を加える。

第二十五条第一項中「事業団は、事業団法
第三十二条第一項第三号」を「機構は、機構法
第十八条第一項第四号」に改め、同条第三項
中「事業団は」を「機構は」に改め、同項各号を
次のように改める。

一 独立行政法人通則法（平成十一年法律
第百三号）第四十七条第三号に規定する
方法

二 機構法第二十五条第一項第二号に掲げ
る方法

三 機構法第二十五条第二項に規定する経
済産業大臣の指定する方法（経済産業省
令で定めるものを除く。）

（破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に
係る信用保険の特例に関する臨時措置法の一部
改正）

第十一条 破綻金融機関等の融資先である中堅事
業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法
（平成十年法律第百五十一号）の一部を次のよう
に改正する。

第十一条中「第四十条第七項」を「第四十条第
五項」に改める。

平成十五年五月二十六日印刷

平成十五年五月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A